

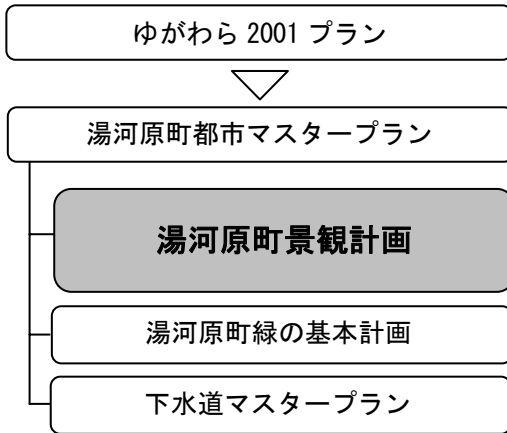
1 景観計画策定の考え方

(1) 景観計画とは

景観法は、平成 16 年 12 月に、地域の特性を活かした良好な景観づくりへ向け、制定されました。

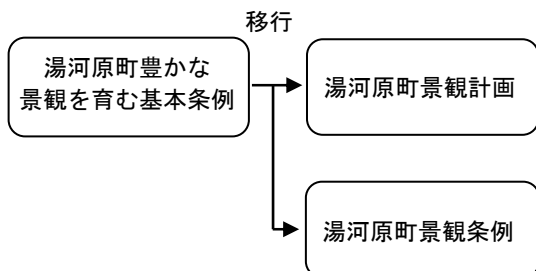
景観法の制定により、「景観行政団体」が「景観計画」において「景観計画区域」、「景観地区」などを定めることで、建築物の建築などに対する届出・勧告、建築物・工作物のデザイン・色彩の規制・誘導、景観上重要な公共施設の整備や特例、景観重要建造物・樹木の保全など具体的な方策を実施することができるようになりました。

▼ 湯河原町景観計画の位置づけ



▼ 新しい景観行政の仕組み

良好な景観形成の方策を担う「湯河原町景観計画」と手続きを担う「湯河原町景観条例」により運用していきます。



(2) 湯河原町における景観計画の役割

本町では、湯河原町都市マスタープランにおいて「都市景観形成の方針」を示し、湯河原町都市景観形成基本計画においては、4つの目標像に基づいて具体的な景観まちづくりの方法を示しました。また、これを具体化する「湯河原町豊かな景観を育む基本条例」、「湯河原町豊かな景観を育む基本条例施行規則」、「湯河原町開発指導要綱」などにより、景観行政を進めてきました。

本町では、景観法の制定に伴い、神奈川県と協議し、平成 17 年 9 月に「景観行政団体」となりました。本計画では、湯河原らしい奥行きのある、文化の薫り高い、良好な景観づくりを推進するために、関連計画及び法規制などと連動して、景観法に基づく具体的な規制・誘導などを図ります。

また、本計画は、社会動向の変化や関連計画との整合などにより、必要に応じて見直しを図ります。

▼ 湯河原町景観計画の構成

